

はじめよう

あいコープに加入してまんま通信をはじめましょう!

あいコープに加入します。

「生協」とは組合員自ら出資・運営する組織です。

ご加入時と毎月のご請求時に出資金1,000円をお預かりします。
出資金は脱退の際に全額返金されます。

カタログお届け

カタログ「まんま通信」と注文用紙が届きます。



カレンダーの見かた

4月1回にお届けする
商品のカタログです

《例》
お届け日が
月曜の方なら

- 注文書の提出→3/25(月)
- 商品のお届け→4/1(月)
- 特別企画画のお届け→4/8(月)

A、B、C、Dサイクル表示
4週1回や、隔週取り扱い商品が
登場する週をチェックできます。

企画号数表示
通年の通し番号です。

引き落とし日が記載
されています。

商品情報の見かた

**まいど注文登録が
可能な商品**

**カタログに登場する
サイクルをお知らせ**
毎週 隔週
4週に1回 隔月
※変更となる場合が
あります。

温度帯表示

遺伝子組み換え表示

アレルゲン表示

- ▶記載されているマークについての詳細はA・C週の「まんま通信」P27をご覧ください。
- ▶まいど注文対象商品一覧はB・D週の「まんま通信」P27をご覧ください。
- ※都合によりページ数は前後する場合があります。

注文しよう

マークシートの用紙で注文。ネット・電話・FAXもOK。

注文用紙でご注文

注文書をご提出いただく日 商品が配達される日 企画号数表示

まんま通信 注文書

記入例 0123456789

企画号:10

特別企画品も独自企画もまいど注文 特別企画品は翌々週のお届けです。

ポイント利用・でんき・スマホ決済

数量の記入欄
記入できる数字
は1〜9までです。
(10個以上の注文
は裏面下部に
ご記入ください)

【特別企画品】
6桁の注文番号と数量をご記入ください。
※特別企画品のお届けは、提出の翌々週になります。
(一部商品を除く)

【まいど注文対象商品】
注文書に対象商品のまいど注文登録番号と数量欄に登録数を記入し、ご提出いただくだけで登録完了。登録商品はまんま通信に企画のある週は毎回お届けします。

●ネット注文も可能
ネット注文をご利用の方は、ネット注文欄に登録数量をご入力ください。ユーザー登録やご注文に関してはQRコードを参照。

●次回全商品のお届けをお休みしたいとき
注文書のまいど注文登録欄に「680001」と数量欄に「1」と記入してください。登録しているまいど注文「全商品」が1回お休みとなります。

●登録商品のお届け数量の変更したいとき
注文書に変更したい商品のまいど注文登録番号と数量欄に変更したい数量を記入し、ご提出ください。次回より登録した数量でお届けします。

●一部登録商品の登録解除したいとき
注文書に登録解除したい商品のまいど注文登録番号と数量欄に「0」と記入してください。対象商品が登録解除となります。再開をご希望の場合はもう一度登録してください。



ご注文にあたっての注意点

- H、HB程度の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。ボールペンでは読み取れない場合もありますので、使用しないでください。
- 数字を消すときは、消しゴムでしっかりと消してください。消し方が不十分ですと、読み取ってしまう場合があります。
- 注文書を折り曲げたり、濡らしたり、落書きで汚したりしないようにご注意ください。
- 数字は、注文書右下の記入例にならって、枠からはみ出ないように記入してください。下記のような字は誤注文の原因になりますので、ご注意ください。

正	誤	正	誤	正	誤
1	1	4	4	7	7

- ご利用開始〜4回分は、1回のご注文限度額を2万円までとさせていたできます。
- 4週間連続でご利用がない場合は注文書の発行が一時停止されます。再開される場合は生協にご連絡ください。

電話でご注文

注文書の提出が遅れた場合など、お電話でもご注文いただけます。
注文書を手に置いて下記までお電話ください。

0120-255-044

受付期間 提出日当日：午後7時まで
提出日翌日：午前9時〜午前11時まで

FAXでご注文

FAXでのご注文もお受けします。
FAX注文には、FAX専用の注文書が必要です。
配達職員が0120-255-044までお申し付けください。

0120-849-324

注文締切 提出日翌日の午前11時

インターネット
でのご注文は
次のページ

インターネットでご注文

最初に簡単なユーザー登録をするだけで、すぐに始められます。登録に必要なのは、組合員番号とメールアドレスだけ！

※ご加入後はじめてのご注文ではご利用いただけません。注文用紙でご注文をお願いいたします。

●こんなに便利! 始めてみよう♪

point 1

締切はご注文書記載の提出日翌日の午前11時。締切までは何度でも訂正OK。

point 2

まんま通信では掲載されない「ネット限定商品」を注文できます。

point 3

組合員番号とパスワードがあれば、パソコン・スマホ、自宅・勤務先、どの端末からでも注文できます。

●ご利用の流れ あいコープみやぎホームページへ <https://www.mamma.coop>



※ご注文後は必ず画面が返信メールで内容をご確認ください。入力ミスによる返品はお受けできません。注意事項など、詳しくはホームページをご覧ください。
※インターネット注文利用に関しては「生活協同組合あいコープみやぎインターネット注文に関する規定」に準じます。

ネット注文の他にもホームページは魅力いっぱい!

- 商品・生産者のこと
- イベント情報
- レシピ紹介
- 原材料
- 放射能検査結果
- 配達変更のお知らせなど

商品のお届け

商品の温度帯に合わせた専用ボックスでお届けします。置き配にも対応いたします。



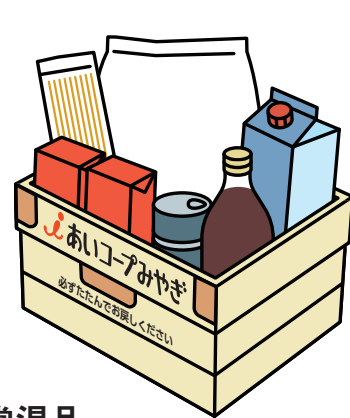
冷蔵品

まんま通信で**冷蔵**マークが付いている商品。蓄冷剤を同包した発泡スチロールの保冷箱でお届けします。



冷凍品

まんま通信で**冷凍**マークが付いている商品。蓄冷剤・ドライアイスを同包した発泡スチロールの保冷箱でお届けします。



常温品

米、調味料、乾物、酒、雑貨など常温で保存できる商品。折りたたみ可能なプラスチック製の黄色い箱に入れてお届けします。

ドライアイスの取扱いについて

●素手でさわらないでください。凍傷の危険があります。●ビンなどの密封容器に入れると破裂しますのでご注意ください。●お子さんがドライアイスで遊ばないようにご注意ください。●ドライアイスは食品ではありませんので絶対に食べないでください。※7月～9月は増量。

お届けボックスは
ご返却ください。

お届けボックスはリユース(再利用)しています。配達時に配達担当者へご返却ください。翌週の配達時にご返却いただく場合は、雨などに濡れないように一週間大切に保管してください。ベランダなどに保管する場合、強風に飛ばされないように、重石などをのせる工夫をお願いします。

▶その他の回収するものは19ページをご覧ください。

手数料について

複数の宅配形態と、手数料の減免制度をご用意しています。

宅配形態



個人宅配

1人で利用

宅配手数料
1回 **255円**
※商品配達がないときは0円



グループ宅配

3人以上で利用
3人以上の商品を
1カ所にまとめてお届け

宅配手数料
無料

※ご登録の利用形態ではなく、実際のご利用人数(カタログの発行部数)で手数料が決まります。

手数料の割引・免除制度

※優遇制度については申請が必要です。

たくさん買ってお得! 高額ご利用割引 ※自動適用	お一人で週のお届け金額10,000円以上 ご利用の場合	実質無料※1	還元ポイント 255P
子育て応援! ベビー優遇	妊娠中の方、または、1歳未満のお子様がいる方	申請から1年間 実質無料※1	255P
子育て応援! キッズ優遇	1歳～6歳未満のお子様がいる方	申請から1年間 実質 1回105円※1	150P
子育て応援! ひとり親世帯優遇	家庭医療費助成証明書または、 児童扶養手当証書をお持ちの方	いちばん小さいお子様が 18歳になる年の年度末まで 実質無料※1	255P
シルバー優遇	満70歳以上の一人暮らし、または、 ご夫婦二人暮らしでいずれかが満70歳以上の方	実質 1回180円※1	75P
要介護者優遇	組合員本人、または、同一生計のご家族が 要介護区分1～5の認定を受けている方	実質 1回180円※1	75P
障がい者優遇	組合員本人、または、同居家族が 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・ 療育手帳のいずれかをお持ちの場合	実質無料※1	255P

※1 手数料の割引・免除は、通常宅配料との差額分が請求書にてポイントで還元されます。(ポイントの利用方法はP16をご参照ください。)

※2 高額ご利用割引の適用に申請は必要ありません。お引き落とし確認後、翌月の請求書にてポイントで還元されます。

※3 ベビー優遇・キッズ優遇…お子様一人に対して1回のみ、どちらか一方の適用。申請時に母子手帳・保険証などお子様の年齢が確認できる書類をご呈示いただきます。

※4 ひとり親世帯優遇…申請時に家庭医療費助成証明書または、児童扶養手当証書と、母子手帳・保険証など一番小さいお子様の年齢が確認できる書類をご呈示いただきます。

※5 シルバー優遇…申請時に年齢確認のため「保険証」「年金手帳」「運転免許証」のいずれかをご呈示いただきます。

※6 要介護者優遇…申請時に「介護保険被保険者証」をご呈示いただきます。

※7 障がい者優遇…申請時に「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」のいずれかをご呈示いただきます。

※8 灯油、団体保険のみのご利用はできません。

※9 表示の金額は税込価格です。

商品が届いたら

商品が届いたら納品書を見て確認してください。

納品書

商品が届いたら「納品書」をご確認ください。

お問合せ先

配達に関するお問合せはこちらへ。

区分

お届け商品の温度帯です。

請求訂正

前週の納品書に欠品・返品・値引・追加など訂正があった場合、ここに訂正明細が表示されます。

特別企画品

特別企画品は〈次回以降お届けの予定〉として記載され、お届けは注文書提出日の翌々週になります。

※カタログに宅配マークがついた商品は、翌々週のいずれかの曜日に宅配便でお届けになります。

※一部商品はこれに限らない場合があります。

特別企画品や宅配商品のポイントや手数料は、納品時に計算されます。

●お届け商品と明細書に違いがある場合、「お知らせ」をご覧ください。

やむをえず遅配や欠品になる場合があります。そのような場合は、お届けボックスが注文書を入れた注文書ケースの中に、「お知らせ」をお入れしていますので、ご確認ください。

●「お知らせ」がなく、お届け明細書に過不足があった場合

お手数ですが、下記までご連絡ください。

☎0120-255-044

納品書・請求明細書				
配属	班名	宅配	組合員コード	01 12345678
12	組合員名	みやぎ あいこ様	納品週	04月01週
A2123	コース	123	納品日	24年04月01日
			車協名	あいコープみやぎ
			請求月	04月
				月曜日
商品が届いたら、必ず確認して、間違いがあれば、すぐ組合員サービスセンターへお電話ください。 ☎0120-255-044				
企画号	注文コード	数量	商品名	金額
02	102	1	※別集品*** ※送料・配送料(農産不使用) 2,5kg 2,5kg	¥839
02	72	1	※冷蔵*** ※有機野菜野菜セット3種	¥540
02	73	1	※冷蔵*** ※みどり会の有機小松菜200g	¥192
02	271	1	※冷蔵*** ※米沢産鶏ささみ バラ凍結300g	¥594
02	324	1	※冷蔵*** ※「京の漬物」かれいゆ塩漬漬140g(2切)	¥594
02	327	1	※冷蔵*** ※金目鯛西京漬2切160g(2枚)	¥581
02	351	1	※冷蔵*** ※お好みさつま揚げ160g(2枚)	¥387
02	478	1	※冷蔵*** ※ふんわり豆腐ハンバーグ270g(3個入)	¥484
02	71	1	※冷蔵*** ※特選・小田原のキウイ(農薬不使用)650g(5~8玉)	¥598
02	202	1	※冷蔵*** ※特別栽培平こんにゃく250g	¥149
02	391	1	※冷蔵*** ※麻人の結びこんにゃく10個	¥272
02	564	1	※冷蔵*** ※さくらの紅茶2g×10	¥430
			個人請求金額(税込) =	¥5,660
			(内消費税額) =	¥452
			(税8%対象商品…※)	¥5,660
01	698109	1	※まいど注文商品*** ※まいど注文/あいコープの豆乳 もめん 300g	
02	90	1	※<04月 請求訂正分> ※有機にんじん(洗い) <野菜の痛み>	¥-47
02	92	1	※ニラ(農薬不使用) <中止>	¥-246
02	303806	1	※次回以降お届け予定*** 4月8日(月) リップ エッセンス 3g	
0			※中品・大品賞品は、参照お願ひします	
0			(自)…オンライン自動注文商品、(酒)…お酒	
0			(集)…業者宅配商品につき実際のお届け日はカタログをご覧ください。	
0			【※20歳未満の飲酒は法律で禁止されています】	

お支払い

請求書

お支払いは、毎月27日(休日の場合、翌営業日)に指定口座から引き落としとなります。

●毎月17日締め、翌配達曜日の配達時に、請求書をお届けします。

●前月18日から当月17日の商品ご利用金額(税込)、積み立て増資金(一口1,000円)、ジョイケア拠出金(100円)、配達手数料が記載されていますので、ご確認ください。



お支払い方法が、口座引落か振込かが表示されます。振込の方にはコンビニエンスストアの振込用紙と一緒にお届けします。

※ご加入後2ヶ月目からの振込手数料はご負担いただきます。

各回ごとに商品ご利用額、配達手数料、訂正額が表示されます。

※請求確定週に欠品や企画変更が生じた場合は、一度お支払いいただき次月請求書にてマイナス訂正致しますので、ご了承ください。

2024年03月 請求書			
A2123	123	12 / 1	
班CD	0		
班名	宅配		
コースCD	A2103	12	
組合員コード	0112345678		
組合員名	みやぎ あいこ様		
現在出資金			
預(出資金)			
お支払方法	振込		
あいコープみやぎ 〒974-0180 0120-255-044			
明細			
02月 26日(04週)	¥9,111	9.1	通常便
03月 04日(01週)	¥9,518	9.5	通常便
03月 11日(02週)	¥7,252	7.2	通常便
03月 18日(03週)	¥10,412	10.4	通常便
¥1,000 毎月増資			
現在の使用可能ポイント(100ポイント以上より使用可) 0.0			
¥1,000 初期出資金			
ジョイケア拠出金 ¥100			
02月 04週	¥255		
03月 01週	¥255		
03月 02週	¥255		
03月 03週	¥255		

前回の引き落とし日に引き落としできなかった場合、この欄に繰越額として記載され、今回のご請求額に加算されます。

今月利用された内訳を確認できます。

獲得予定のポイントはここに表示されます。

積立増資はここに表示されます。

ジョイケア拠出金はここに表示されます。

ポイント制度

【ポイントの利用】

1ポイント1円として、貯まったポイントは、商品代金支払い、出資金を増資のいずれかに自由にお使いいただけます。

※利用可能ポイントをご希望の使用 방법에必要なポイント数以上保有されている場合に限りです。

【ポイントの付与】

ご利用100円(税込)で0.1ポイントが貯まります(端数切り捨て)。灯油の購入代金、配送料、出資金の増資にはポイントは発生しません。

【ポイント期限】

翌年度末が使用期限です。例えば、2024年度(2024年4月～2025年3月)に貯まったポイントは、翌2025年度末(2026年3月末)までにご使用ください。

貯める

ご注文の金額に応じてポイントが貯まる!

●ご利用金額100円(税込)につき0.1ポイント

※返品した場合、その分のポイントは差し引かれます。

●お友達紹介でポイントプレゼント

※ポイントはキャンペーンごとに異なります。

つかう

注文書右上の注文欄に記入するだけ

1ポイント=1円として使うことができます。

●出資金に振り替える

「ポイント出資振替」に口数をご記入しお申込みください。

●利用代金に充当する

「ポイント利用代金充当」に口数をご記入しお申込みください。

ポイント出資振替		ポイント利用代金充当	
10ポイント	数量	10ポイント	数量
222501		222701	
100ポイント	数量	100ポイント	数量
222502		222702	
1000ポイント	数量	1000ポイント	数量
222503		222703	

自動引き落としの手続き

1 申込書お渡し

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書をお届けします。

2 ご記入・捺印

必要事項を記入し、金融機関への届出印を鮮明に押してください。

※記入例を参照いただき、もれなくご記入いただくようお願いします。

※2枚目の捺印も忘れずにお願いします。

※七十七銀行に限り、インターネットでの口座振替お手続きがご利用になれます。

3 ご提出

あいコープの職員にご提出いただくか、お渡しした返信用封筒で返送してください。

●口座振替(自動引落)をご利用の方

当月請求金額の引落日は【毎月27日】です。

※前日までに口座残高のご確認をお願い致します。

※27日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落とし致します。

●コンビニ払込用紙をご利用の方

お支払い期限は【払込用紙に記載されている日】です。期限を過ぎた場合、お支払いできなくなるためご注意ください。また、払込用紙に記載の請求金額を訂正してお支払いすることはできません。

※既に『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』をご提出済みに関わらず、コンビニ払込用紙が同封されている場合、金融機関で口座設定が完了していませんので、払込用紙でのお支払いをお願い致します。

※コンビニ払込でのご入金に関して、コンビニへ支払う手数料が発生しますのでご了承ください。

※お支払いには便利な口座振替(自動引落)をお勧めします。申込用紙は組合員サービスセンターへお申し出ください。

●再請求についてのご案内

口座振替またはコンビニ払込でご入金を確認できない場合、翌月のご請求で再請求手数料として210円ご負担いただきます。この場合、前月獲得予定ポイントは消失しますので予めご了承ください。

返品・交換

不良品などありましたらお気軽にご連絡ください。

不良品の返品・交換などについて

- 万が一、お届けした商品に不良がある場合には、生協の組合員コールセンター ☎0120-255-044までお電話いただくか、まんま通信裏面の「れんらくカード」でご連絡ください。
- 現品は、原因調査等のため回収させていただく場合がありますので、捨てずに保管しておいてください。
- 不良品につきましては、代替品のお届け、または値引きなどの対応を取らせていただきます。
- 原因調査等が必要な場合は、調査を行い原因や今後の対策についてご報告いたします。

卵の割れやヒビについて

鶏卵は慎重に取り扱っておりますが、もし割れやヒビがあった場合は、次のような値引きをさせていただいております。

平飼いこめたまご(6個入・10個パック)、
花たまご・半熟たまご(6個入)、花たまご10個パック

【割れ】商品価格 ÷ 個数 = 1個あたりの値引き価格

【ヒビ】(商品価格 ÷ 個数) ÷ 2 = 1個あたりの値引き価格

花たまご3kg箱

【割れ】商品価格 ÷ 50 = 1個あたりの値引き価格

【ヒビ】(商品価格 ÷ 50) ÷ 2 = 1個あたりの値引き価格

〈例〉平飼いこめたまご(6個入)のうち1個が割れていた場合の値引き価格
312円 ÷ 6個 = 52円
※平飼いこめたまご(6個入)の商品価格は2023年5月現在のものです。

組合員のご都合による返品・交換について

食品類の返品・交換・追加

不良品以外の、組合員さんのご都合による食品類の返品・交換は、原則としてお受けできません。また締め切りを過ぎた追加注文もお受けできませんので、ご了承ください。

特別企画品(衣料品・雑貨品など)の返品・交換

特別企画品が届きましたら、すぐに内容をお確かめください。返品・交換がございましたらお届け後1週間以内にご連絡ください。

〈衣料品〉サイズ違い等による交換をご希望の場合は、お取り寄せ送料(実費)がかかります。

〈雑貨品など〉本・化粧品・CDやDVD、開封後の下着類や靴下等とは返品をお受けしておりません。その他、返品をお受けすることが出来ない場合がありますので、事前に生協までお問い合わせください。

※「スクロール」カタログ商品のご返品は、同封の「返品連絡カード」をご記入の上、バーコードシールが貼られた袋に入れてお戻しください。

※「スクロール」カタログ商品ご返品分の請求訂正は、翌月のご請求書に記載されます。

特別企画品(衣料品・雑貨品など)の追加

衣料・雑貨など特別企画品の追加注文は、業者に在庫がある場合のみお受けできます。ただしその場合は、取り寄せの送料(実費)がかかりますので、予めご承知おきください(お届けまで2週間程度の時間を要します)。

リユース・リサイクル

再利用、再資源化にむけて毎週回収しています。

私たちは「できる限りゴミを減らし、限りある資源を大切にしよう」という考えのもと、積極的にリサイクル・リユース運動を進めています。ビン、牛乳パック、卵パックなどは再利用、再資源化するために毎週回収しています。ぜひリサイクル・リユースの輪にご参加ください。

リユースビン



水ですすいでからお戻しください
紙ラベルは剥がさなくてもOKです

Rマークが付いたガラスビンは、回収して洗浄し、再利用します。必ず生協へお戻しください。
(大事に扱えば20回〜30回は再利用できます)

このマークが目印!



回収対象は、まんま通信にRマークが付いている商品に限ります。

牛乳パック



洗って乾かし切り開いてください

私たちが取り扱っているトイレトペーパーやティッシュに生まれ変わります。

洗って乾かしてください

デポジット回収番号



水ですすいでからお戻しください
紙ラベルは剥がさなくてもOKです

デポジット回収番号
000895

デポジット対象Rビンの預かり金20円を、次回のご請求書でお戻しいたします。返却の際は、一緒に提出する注文書のデポジット記入欄に本数を記入してください。

このマークが目印!



まんま通信にこのマークの付いている商品が対象です。

たまごパック

一度、資源化され、新しいたまごパックの原料になります。

必ずあいコープのたまごパックだけを戻し、他社のパックを混ぜないようにしてください



対象商品

・花たまご10個パック
・花たまご・半熟たまご

・平飼いこめたまご
・平飼いこめたまご10個パック

その他の回収品

発泡スチロールトレイ



洗ってきれいに

紙トレイ



そのままお戻しください

箱・ケース・ダンボール

そのまま再利用



花たまご3kg箱

リサイクル



たたんでお戻しください

※配送都合上、こまめな返却にご協力ください。回収はあいコープのものに限ります。

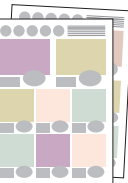
商品カタログ・チラシ類

商品カタログ

まんま通信



その他チラシ類



※ご提出分の注文書と分けてご返却ください。

こんなときはどうしたら?

Q 留守でも大丈夫?

A お留守でも、配達いたします。

Q マンションだけど、玄関先まで届けてくれる?

A エレベーターのない集合住宅でも、5階まで玄関先までお届けします。

Q 注文をお休み・再開したい場合はどうすればいいですか?

A コールセンターにご連絡ください。

▶ ホームページにて多数のQ&Aをご覧ください。



ジョイケアシステムを 利用しよう

ジョイケアシステムは組合員全員が参加する「たすけあい」のしくみです。

毎月100円の拠出金が
組合員の暮らしと地域
福祉を支えています



たすけあい

日常のちょっとした困りごとに、ケアメイトの
ケア(助け)を受けることができます。

ケアできる例
日常的な掃除・片付け・洗濯・食事の支度・
買い物・1歳以上の託児・小学生の見守り・
お年寄りの話し相手・病院の付き添い など

こんな時は
ご相談ください!

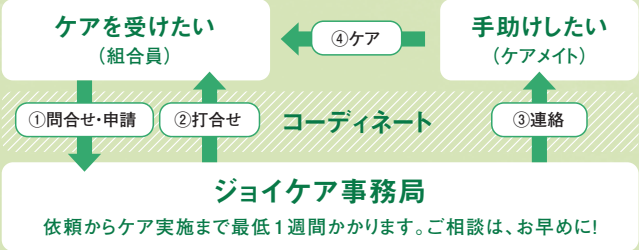
おばあちゃんの通院。
付き添いをお願いし
たい...

PTA活動中、子ども
を預かってもらえると
助かるのだけど...

腰を痛めた。2階の
掃除をお願いできな
いから

臨月の私の世話をし
てくれている母がギッ
クリ腰に! 食事作りを
頼めるかしら

たすけあいご利用の流れ



※ケアメイトは組合員の有償ボランティア活動です。ケアメイトは随時登録募集しています。
※お友達の組合員同士でもジョイケアのたすけあいが利用できます。

利用料金・お支払い方法

■ 利用料金(ケア金)

1時間 750円 (ケアメイト交通費別途)

■ 料金補助制度

年度ごと(4~3月)に、料金が補助されます。

※申請の必要はありません。ジョイケアシステムより自動的に補助されます。

補助金額

**年間10時間まで、200円/時間を補助。この10時間の内、
未就学児の託児は5時間まで、400円/時間を補助**

集団託児

あいコープの活動やイベントの最中、1
歳以上の未就学児のお子さんを集団託
児に預けることができます。行事の参加
申し込みと同時に、託児をお申し込みく
ださい。ケアメイトが託母を務めます。

利用料金 組合員200円/1人

電話相談

あいコープが信頼する各分野の専門家
による電話相談。組合員は無料で利用
できます。小さなことでもお気軽にご相談
ください。

※事前予約が必要です。

- 法律に関わる全般
(相続・賃貸借・不動産・その他)
- 子育てに関わる全般
(行動・発育・接し方・不登校・その他)
- 介護に関わる事全般
- 年金に関わる事全般

慶弔

ジョイケアから以下の通り差し上げています。いずれも申請書の提出が必要です。

出産祝い	組合員本人か配偶者が出産した時 2千円相当の品をお届け 申請期間:対象日より1年	申請方法 ジョイケア事務局に ご連絡ください。申 請用紙をお送りしま すので、記入して返 送してください。
弔慰金	組合員本人と配偶者及び 子供(同一生計の20歳未満)死亡の時 給付金:1万円 申請期間:対象日より1年間	
入学祝い ※1	小・中学校入学の時 1000ポイント進呈 受付期間:3月~4月上旬	申請方法 組合員全員にチラ シ配布。該当する方 は、申請書を提出し てください。 ※申請書に年齢を証明 するものを添付
長寿祝い ※2	前年度80歳になられた方 1000ポイント進呈 受付期間:9月	
節目祝い	あいコープ加入10年目に1000ポイント進呈 20年目・30年目・40年目に3000ポイント進呈 加入履歴からポイント付与(申請不要)	※毎年3月対象者には 別途通知します。

※1 入学祝いの対象は、組合員の子どもとする。(孫・親戚は対象外) ポイント給付時に休止の場合は無効。
※2 長寿祝いの対象は、組合員本人とする。(家族は対象外) ポイント給付時に休止の場合は無効。

ささえあい

以下の事由に該当する場合は1週間以内にご連絡・
ご申請ください。ジョイケアが治療費や損害を補償いた
します。

● 配達商品の盗難、破損、汚損、動物被害
(年間限度額3万円)

● 組合員または家族※1があいコープ活動中に
怪我をした時の治療費
(年間限度額5万円)

● あいコープ活動中※2に損害を与えた時
(保険等との差額/年間限度額5万円)

※1 家族とは、組合員と同一世帯の親・子・配偶者・祖父母・孫とします。
※2 あいコープ活動中とは、組合員の各種委員会・学習会・見学会・
イベント・商品の授受・ケアメイト活動などとなります。

地域貢献

社会福祉法人、NPO法人などとともに、地域福祉や
被災地復興に貢献する活動を進めています。

(賛助会員)

- お茶っこケア
- のさり
- ビッグイッシュー日本版
- ふうどばんく東北AGAIN
- みやぎ発達障害サポートネット
- 社会福祉法人みんなの輪
- 国境なき医師団

(食材支援)

- 障がい者・高齢者デイサービスよってがいいん
- 宮城野子ども食堂
- 松岡町子ども食堂

お問い合わせ・お申し込みは

生活協同組合
あいコープみやぎ

ジョイケア事務局

0120-50-7277

開局時間 9:00~17:00(土日祝日は除く)

<https://www.mamma.coop/joycare/>

コープ共済

〈CO・OP共済〉は、全国の生協組合員による
組合員のための共済です。
全国で**880万人**の生協組合員が加入!



あいコープがCO・OP共済をお勧めするわけ

- 安い掛け金で保障が充実。
- 加入手続きはカンタン、支払いはスピーディー。
- 入院やケガ通院を厚く保障。
- いつもの生協職員が窓口、だから安心。

あなたの声で
〈CO・OP共済〉は
より良くなります。

お問い合わせ・お申し込み

配送担当の職員へお声がけいただくか、下記までお電話ください。

●あいコープみやぎ

0120-255-044

【受付時間】月~金 9:00~19:00 ※通話料は無料です。

パルシステムでんき

あなたの選択が
「社会を変える」
1歩になります

パルシステムでんきの特徴

再生可能エネルギーの
電気が中心なので、
未来への貢献につながります



- FIT電気(再生可能エネルギー)比率
は業界トップレベルの85.5%(2020
年度計画値)。
- 原発事故を繰り返さない、未来にそ
の危険を引き継がない。今を生きる大
人が、「どうやって作られた電気か?」
選び、使う。それは、農薬が少ない野
菜を選び、食べるのと同じこと。今日
の使うでんきを選ぶ。それは未来につ
なるとあいコープは考えています。

お問い合わせ・お申し込み

●パルシステムでんき問合せセンター

0120-868-106

【受付時間】月~土 9:00~17:00 ※通話料は無料です。

生活協同組合あいコープみやぎ宅配事業利用約款

（目次・適用）

第1条　この約款は、生活協同組合あいコープみやぎ（以下、「生協」といいます）の宅配事業の利用（代金等の支払を含む）に関するルールを定めます。

（サービス内容）

第2条　生協は、利用者（次条により利用登録を行った利用名義者）に対して、基本的に週1回、商品カタログ及び注文書（以下、「商品カタログ等」といいます）を配布し、事前に注文いただいた商品（特別注文品の場合は注文書）及びチケット等の証券類（以下、「商品等」といいます）を配達します。また、共済やでんきの取次契約を行います。

2 利用者は、前項に定めるサービスのほか、次の事項のために宅配事業の仕組みを利用することができます。

- ① 各種サービス事業に関する紹介依頼（生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします）
- ② 増資（生協は商品等の代金とともに増資する金額を受領し、出資金に充当します）
- ③ 募金（生協は商品等の代金とともに募金額を預かり、あらかじめご案内した募金先にお渡しします）
- ④ 拠出（生協は商品等の代金とともにジョイケア拠出金を預かり、ジョイケア活動に活用いたします）

3 前項の②及び③及び④に係る金銭の取受については、この約款の第13条以下の定めるところによります。

4 生協は、年末年始など特殊な時期に関し別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文書を回収する前週の商品等のお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、一定期間ご注文をいただけなかった場合、生協は商品カタログ等のお届けを停止することができます。

5 前項の商品カタログ等のお届けが停止となる、ご注文のなかった期間は別に定めます。

6 利用者は、別途の登録によりWEB注文システムを利用することができます。なお、前項より商品カタログ等のお届けが停止されている場合はWEB注文システムの利用はできません。

7 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により宅配事業のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

（利用登録）

第3条　組合員は、生協の定めにしたがって利用登録を行うことで、前条に定める宅配事業のサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他（以下、「代金等」といいます）の引落しに利用する銀行等金融機関の口座の登録が必要です。

2 未成年者が宅配事業の利用を希望する場合は、法定代理人の同意を得て利用登録を行うことができ、以後の商品の購入についても、法律が禁止する場合を除き、法定代理人の同意を得ているものとみなします。また、高齢者が宅配事業の利用を希望する場合は、ご家族等のご意見をお聞きして、宅配事業のサービスの円滑な提供に支障がないかを検討させていただきます場合があります。

3 前二項の規定にかかわらず、次の場合には利用登録をお断りすることがあります。

- ① 組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金のお支払いに不安がある場合
- ② この約款等に定める生協の宅配事業のサービスの利用条件に合わず、円滑なサービス利用が困難と想定される場合
- ③ 過剰な要求など生協とのトラブルがある場合、その他宅配事業のサービスの円滑な提供に支障が想定される場合

4 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても、生協の定めにしたがって利用登録を受け付けることにより、前条に定める宅配事業のサービスを提供させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要な対応を行うものとします。

- ① 教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合
- ② 被災地からの避難者が、災害発生から一定期間の間、生活に必要な物品を購入する場合
- ③ 地域住民が文化的活動へのサービスの提供に必要な物品を購入する場合

5 利用者の利用登録にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用登録を行った利用名義者が責任をもって対応します。

6 利用者は所定のWEBページに組合員番号、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができます。WEB注文システムの利用に関わるルールは、この約款のほか、生活協同組合あいコープみやぎインターネット注文に関する規定の定めるところによります。

7 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、利用登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

（商品の注文）

第4条　商品の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします。各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。

- ① OCR 注文書の提出
- ② WEB 注文システムを利用したインターネット注文
- ③ 電話による注文
- ④ FAX による注文

2 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。ただし、事前登録による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、注文書の回収時期をもって利用者から注文があったものとみなし、生協はその注文を承諾したものととして、売買契約が成立します。

- ① OCR 注文書の提出の場合は、注文書を配達員が受領した時。
 - ② WEB 注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文データを当生協が受信した時。
 - ③ 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
 - ④ FAX による注文の場合は、注文書を生協が受信した時
- 3** 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。
- ① 利用者の氏名が印字された OCR 注文書が提出された場合。
 - ② 利用者に交付した ID ・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、生協が受信した場合。
 - ③ 生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。
 - ④ 利用者の氏名を記載した注文書面を FAX で受信した場合

4 利用者は、電話による注文の締切時期までの間は、電話によって注文をキャンセルできます。また、FAX による注文の締切時期までの間は、FAX によって注文をキャンセルできます。そのほか、インターネットによる注文は、インターネットによる注文の締切時期までの間に注文データを削除することによっても、キャンセルできます。

5 注文受付期間外の商品等の注文は、生協が認めた場合に利用者による製造者・生産者への送料実費負担の上、注文することができます。

（利用制限）

第5条　転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。

2 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。

3 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。

- ① 1ヶ月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
- ② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。

4 加入より2ヶ月以内の組合員については、一月分の利用金額の上限を2万円とします。ただし、生協が認めた場合は、限度額を超えて利用することができます。

（利用停止・登録解除）

第6条　「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。

- ① 利用停止　…… 宅配事業の利用登録を維持したまま、宅配の商品カタログの配布、注文の受付、商品のお届けを停止すること。
- ② 登録解除　…… 宅配事業の利用登録を抹消すること。

2 宅配事業の利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し出に従って利用停止や登録解除を行います。組合員が生協から脱退する場合も、生協は組合員からのお申し出にしたがって登録解除を行います。

3 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。これに加えて、生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合もあります。

- ① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合。
- ② 合理的な理由なく繰り返しに大量に返品を行った場合。
- ③ 未成年や高齢者である利用者から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族等や行政担当者によるお申し出があった場合。
- ④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落し停止の申し出があり、利用者に連絡しても登録口座やお支払方法を変更しただけなかった場合
- ⑤ 商品等の代金等の未払いにより第15条に該当した場合。
- ⑥ 第3条第3項各号に該当する場合その他宅配事業の継続利用に関して生協が適切でないと認めた場合。

4 前項のほか、1ヶ月の利用金額が第5条第3項で規定する利用限度額に達した場合も、商品カタログ等の配布や商品の注文を停止する場合があります。この場合は、次の月に入ったときにサービスを再開します。

5 第3条第4項に基づいて利用登録を行った利用者に関して、次に掲げる事態が生じた場合、生協は直ちに登録解除を行います。この場合、生協はすでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該利用者の生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したものととして直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。

- ① 所管行政庁より事業の取消、停止等の処分を受けた場合。
- ② 所管行政庁が買外利用させる施設として不適当と認めた場合。
- ③ 商品等の代金等の未払いにより第15条に該当した場合。
- ④ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合。
- ⑤ 信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合。
- ⑥ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立てをうけ、又は公租公課の滞納処分をうけた場合。
- ⑦ 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じた場合。
- ⑧ 事業の廃止、休止または解散の決議をした場合。
- ⑨ 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。
- ⑩ 生協に対する詐欺その他の背信行為があった場合。

（商品等のお届け）

第7条　商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人宅配」、2名分を一ヶ所にお届けする「ペア宅配」、3名以上の利用者によるグループの分を一括してお届けする「グループ配達」の3通りがあります。

2 商品等の配達場所は次の2通りです。[なお、①については、利用者と確認の上、あらかじめ定めた組合員に協力いただく場合があります。]

- ① 自宅配達（個人配達の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、グループ配達の場合はグループで定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する

- 方式）
- ② ステーション配達（生協が予め利用者にお知らせした施設に配達し、利用者がその施設に受け取りに行く方式

3 生協は、利用登録にあたって、配達方式・配達場所を利用者と確認し、配達曜日とおおよそのお届け時間を利用者にお知らせします。生協は、この配達曜日とおおよそのお届け時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。

4 生協は、配達方式・配達場所に応じて、別表に定める手数料を申し受けます。

5 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時（合理的な理由により、あらかじめ利用者と確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時）に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。

6 ステーション配達の場合は、各利用者が受領した時に商品等の引渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

7 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

8 本条に基づく引渡しの完了により、危険負担は生協から組合員に移転するものとします。

（お届け明細書および請求書）

第8条　生協は、商品カタログ等のお届けと併せてお届け明細書をお届けします。請求書については月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、商品の配達時にお届けします。

2 商品カタログ等が停止している場合は、郵送等でお届けする場合があります。

（商品等のお届けができない場合）

第9条　災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。

2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則としてお届け明細書、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金からの減額により行います。

3 前項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただいていない場合、利用者は、生協による代替品の提供から1週間以内に代替品を返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかったものとして、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。

4 前三項による対応について、生協は原則として前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

（お届けした商品等に問題がある場合）

第10条　お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。

2 前項以外の場合でも、クリスマスケーキなど特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解消し、生協からの連絡に沿って返品を行うことによって、原則として代金からの減額により代金等の返金等を受けることができます。

3 前二項による対応について、生協は、前二項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

（利用者のご都合による返品）

第11条　前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができます。

- ① 食品
- ② 書籍、CD、DVD、Blu-ray等の著作物
- ③ カセットコンロ、同コンロで使用するガスボンベ
- ④ 植物、植物の種
- ⑤ ペットフード
- ⑥ 医薬品、化粧品、衛生用品
- ⑦ チケット類
- ⑧ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部（セット商品全体を返品する場合は含みません）
- ⑨ 利用者の指定により製作・加工した商品（利用者の指定により名前を入れた商品等）

2 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から1週間以内に生協に連絡することにより、返品することができます。

3 前二項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。

4 前項によれば返品ができない場合であっても、生協が認めた場合に、利用者による製造者・生産者への実費負担の上返品することができます。

5 前三項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額により代金等の返金等を行います。

（ポイント）

第12条　生協は、宅配事業の利用に応じ利用者に対してポイントを付与し、利用者は生協の定めたルールにしたがってこれを利用することができます。

2 ポイントの付与と利用に関するルールは別表に定めます。

（ご請求金額に対する疑義等）

第13条　請求書の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、利用者はあらかじめ生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議

するものとします。

（利用代金・手数料等の支払方法）

第14条　代金等の支払い方法については、原則として、次の中から利用者と生協が協議して定めます。

- ① 銀行等の口座からの引落し（毎月の請求期間の代金について、翌月6日（土・日・祝祭日の場合は翌営業日）に口座から引落し）
- ② 生協が指定した銀行等での振込み（毎月の請求期間の代金について、翌月指定日までに振込み）

2 銀行等の口座からの引落しにより代金等を支払う場合、予定の日に引落しができなかったときは、振込用紙を生協から利用者宛てに送付します。

3 前2項による支払いを含め、2ヶ月連続でお支払いいただけなかった場合は、利用停止とさせていただきます。

4 前3項による振込用紙での支払い振込みに係る手数料は利用者負担となります。

（代金等の未払いへの対応）

第15条　前条第3項による振込用紙での支払い振込み出来なかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。第3条第4項に基づいて利用者が、前条第3項により生協との間で確認した支払期日までに代金等を支払わなかった場合も同様とします。

- ① 商品カタログの配布、注文の受付、商品の配達を中止します。
- ② 利用者は期限の利益を喪失したものととして、すべての代金等について直ちに支払を請求します。
- ③ 支払期限を付した振込用紙を送付します。
- ④ 以後の対応に関して生協が負担した費用については、実費相当を申し受けます。

（支払計画書および誓約書）

第16条　前条第3項の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は その方（以下、「債務者」といいます）に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

2 前項の請求があった場合、債務者は、請求から7日以内（請求時に別に定めた期限があればその期限内）に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。

3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

（連帯保証人）

第17条　生協は、必要と認めた場合、債務者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

（支払期限・手数料・遅延損害金）

第18条　支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第14条第1項に定める本来の支払予定日（法人利用者に関して、同条第2項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ）から4ヶ月以内とします。

2 支払計画書による債務の弁済に係る費用は債務者が負担するものとします。

3 生協は債務者に対して、第15条および前項に定める費用のほか、第14条第1項および第2項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年5%の割合による遅延損害金を請求します。

（債務者の出資金に関する特則）

第19条　債務者が組合員である場合、生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。債務者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の債務者に対する債権を相殺することができます。

（協議解決）

第20条　本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

（管轄裁判所）

第21条　利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1番の専属的合意管轄裁判所とします。

（本約款の変更）

第22条　生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配布
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法
- ③ WEBサイトへの掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

（改廃）

第23条　この規則は2020年3月31日から施行します。

2 この規則の改廃は、理事会が行います。